

電気通信大学毒物及び劇物管理規程

平成10年12月16日

改正

平成11年 4月 1日

平成12年 4月 1日

平成13年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成23年 2月15日

平成26年 7月30日

平成28年 3月23日

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における毒物・劇物の適正な管理を図るために必要な事項を定め、もって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 前条の目的を達成するために必要な事項は、「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理組織)

第3条 毒物・劇物の適正な取扱い及び保管管理を確保するため、毒物・劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各部局の長をもって充てる。

2 管理責任者の業務を補佐し、毒物・劇物の保管管理の徹底を図るため、毒物・劇物管理者（以下「管理者」という。）を置き、各類長及び各専攻長をもって充てる。

3 毒物・劇物を実地に管理させるため、毒物・劇物を取り扱う研究室毎に、毒物・劇物保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置く。

4 保管責任者は、毒物・劇物の使用に際しては使用責任者を定め、当該毒物・劇物の使用中の安全確保を図るものとする。

5 新たに毒物・劇物を保管・使用することとなる場合には、保管責任者は、毒物・劇物保管責任者届出書（様式第1号）により、管理者を経由して管理責任者に届け出るものとする。

6 管理責任者は、必要に応じて、毒物・劇物の適正な取扱い及び保管管理に関し、管理者及び保管責任者に指示を与えるものとする。

(保管責任者の責務)

第4条 保管責任者は、毒物・劇物の適正な保管管理を図るため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 毒物・劇物専用の保管庫を設置し、保管庫の鍵を管理する。

- (2) 毒物・劇物の購入、使用、廃棄の都度、別に定める薬品管理支援システムにより在庫量を常に把握し、また、必要以上の毒物・劇物を保管しないよう注意する。
- (3) 毒物・劇物管理点検表（様式第2号。以下「点検表」という。）により、毎年1回以上定期点検を行い、その結果を点検表の写しにより管理責任者及び管理者に報告する。特に、設備の更新や地震等の異常があった時は、必ず点検を行う。
- (4) 毒物・劇物の保管庫の状況に変更があった場合には、配置図を管理者を経由して管理責任者に提出する。
- (5) 研究室に所属する者に対し、毒物・劇物の危害性、安全な取扱い方法、事故時の対応その他毒物・劇物の保管管理に関して必要な教育訓練を行う。
- (6) 別に定める電気通信大学毒物及び劇物取扱細則を遵守する。

（使用責任者の責務）

第5条 使用責任者は、毒物及び劇物の使用中の安全確保に務めなければならない。

（緊急時の対応）

第6条 保管責任者及び使用責任者は、毒物・劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じた場合には、危害を最小限にとどめるよう必要な処置を講ずるとともに、管理責任者を経由して学長及び安全・環境保全室長に届け出るものとする。

（検査・点検）

第7条 管理責任者は、毒物・劇物の管理状況について、年1回以上定期検査を行う。

- 2 安全・環境保全室長は、毒物・劇物に関する知識のある者に、毒物・劇物の管理状況の点検を依頼し、その保全に務めなければならない。
- 3 管理者及び保管責任者は、前二項の定期検査又は点検、その他の検査の結果、改善等の事項があった場合には、速やかに必要な措置を講ずる。

（事務）

第8条 毒物・劇物の管理に関する事務は、安全・環境保全室及び関係各課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、毒物・劇物の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

毒物・劇物保管責任者届出書

毒物・劇物管理責任者 殿
(各部局の長)

毒物・劇物保管責任者
所属・氏名
氏 名 印

毒物及び劇物を使用することとなりますので、下記のとおり届け出いたします。
使用に当たっては、「電気通信大学毒物及び劇物管理規程」の規定を遵守し、毒物及び
劇物の適正な管理に努めます。

記

毒物及び劇物名	裏面のとおり
保管庫の配置図	裏面のとおり

(1) 毒物及び劇物名

(毒物)	(劇物)
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8

(2) 保管庫の配置図

建物名称

部屋番号



(様式第2号)

毒物・劇物（医療用外）管理点検表

保管責任者氏名							保管庫の部屋番号	—
点検日・ 確認印	点検 年月日	・	・	・	・	・	・	
	保管 責任者 確認印							
点検事項								
保 管 庫	鍵の設備はあるか 常時施錠している か							
	「医薬用外毒物」「医 薬用外劇物」の表 示をしているか							
	壁・床等へ固定し、 転倒防止の措置を しているか							
	他の物と区別して、 専用保管庫にして いるか							
	保管庫内の容器類 の転倒防止の措置 をしているか							
容 器 の チ ェ ッ ク	「医療用外毒物」「医 療用外劇物」の表 示をしているか							
	飲食物の容器を使 用していないか							
	容器の異常はない か							
応急 の 措 置	応急の措置を表示 等でわかりやすく しているか							
廃 棄	廃棄の方法は適正 にされているか							

- ※1 定期点検は、毎年1月中に行うこと。
- 2 良好の場合は○、不良の場合は×で表記すること。
- 3 点検終了後、この写しを管理責任者及び管理者に提出すること。